

大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく公示内容について

令和3年5月14日

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶等の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
小型定置網漁業	—	—	1人	—	別添の海域	周年	忠岡町又は岸和田市に住所を有する漁業者
まながつお流網漁業	15隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※1)による	大阪府地先海面	6月5日から7月11日	さわら流網漁業許可を有する者

※1「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

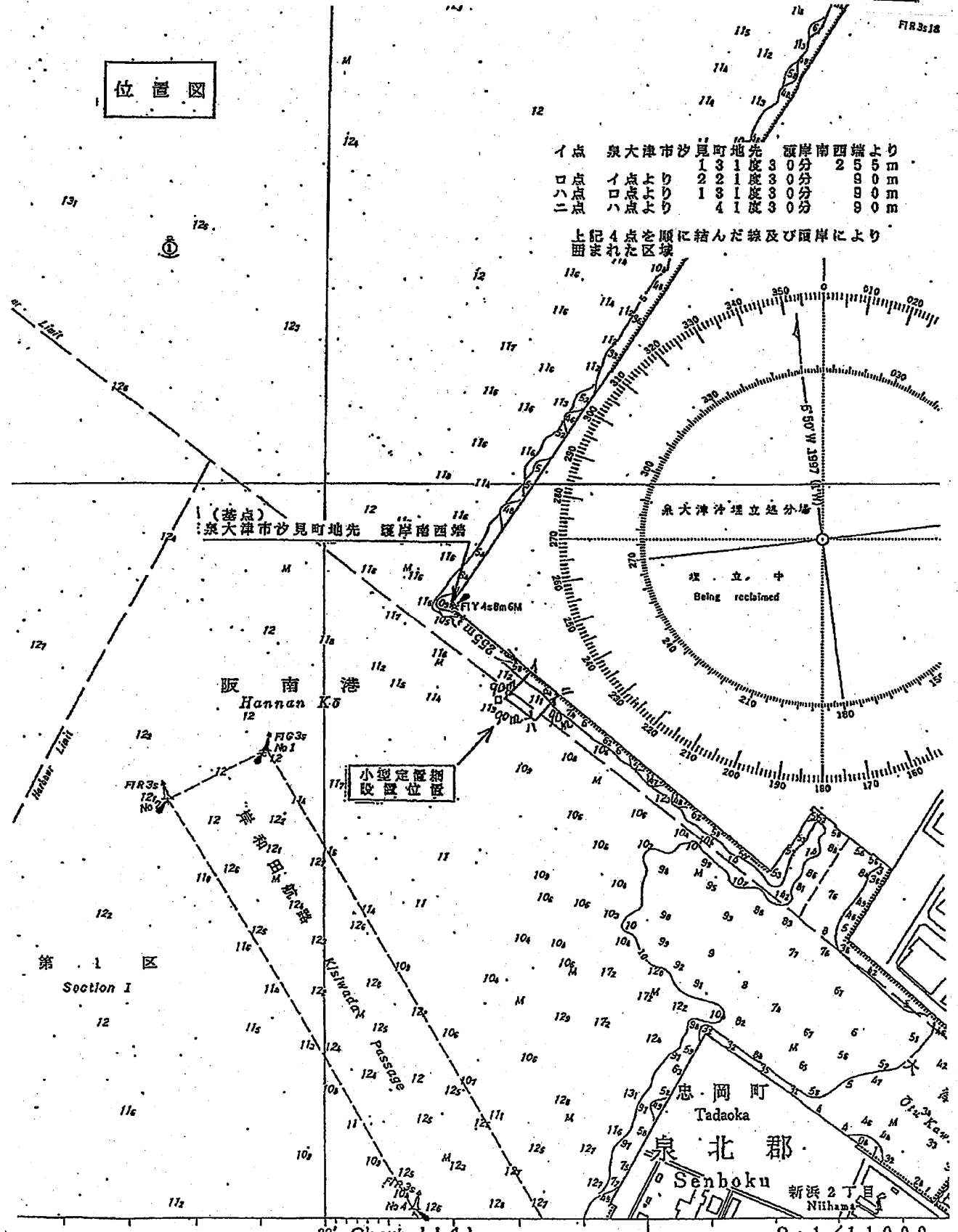
令和3年5月14日から令和3年5月27日まで

別添

位置図

イ	伊	泉	大	津	市	沙	見	町	地	先	端	南	西	端	より
ロ	泉	大	津	市	沙	見	町	地	先	端	南	西	端	より	2550m
ハ	泉	大	津	市	沙	見	町	地	先	端	南	西	端	より	990m
ニ	泉	大	津	市	沙	見	町	地	先	端	南	西	端	より	990m

上記4点を順に結んだ線及び南岸により
囲まれた区域



(基点)
泉大津市沙見町地先 南岸南西端

小型定置網
設置位置

第 1 区
Section I

Chart 1141

S: 1/11000